

厚木市建築確認台帳データ入力・窓口電子化業務委託に係る企画提案競技

質疑回答一覧

提出された質問は、実施要領、仕様書、要件一覧の順に掲載しています。

番号	記載箇所	頁	質問内容・回答
1	実施要領 (1)企画提案書	7	<p>「※要求回答書」の中で対応可能とした項目は、具体的な内容を記載してください。」と記載がございますが、こちらは企画提案書の任意様式 30 ページ以内に記載すべき事項となるか、企画提案書とは別に必要書類を作成し提出をさせていただいた方がよろしいか、ご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>企画提案書任意様式 30 ページ以内に記載をお願いします。</p>
2	実施要領 (2)二次審査 カ 機材等	9	<p>貴市でご用意いただけるスクリーンの大きさをご教示ください。また、プロジェクターを置く台とスクリーンまでの距離をご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>80 インチまたは 100 インチのスクリーンを用意する予定です。二次審査は定員 30 人程度の会議室で行う予定のため、スクリーンとプロジェクターの距離は 2～3メートル程度になると想定されます。</p>
3	実施要領 (2)二次審査 ク その他(ア)	9	<p>「インターネットを利用した説明は許可しない」とありますが、デモンストレーションはスタンドアロンで動作する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>御質問のとおり、スタンドアロンで動作する必要があるという理解で問題ありません。</p>
4	仕様書	2	対象建築物が現存しているか、滅失しているかの区分も必要でし

	(1) 台帳データ作成		<p>ようか。また、現存・滅失の確認作業の参考資料として、家屋課税台帳及び家屋図を貸与していただくことは可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>滅失情報の区分は必要ありません。</p> <p>ただし、アスベスト台帳を作成するために、滅失情報の登録は今後必要な作業のため、自由提案としていただくことは可能です。その場合、見積書は、自由提案と分かるように項目を分けて下さい。また、家屋課税台帳及び家屋図については、提供できるよう所管課と調整します。</p>
5	仕様書 (1) 台帳データ作成	2	<p>対象建築物の位置を特定、とありますが、滅失している建物の位置も特定が必要でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>台帳に記載されている全ての建築物について、滅失状況に関係なく、位置の特定を行います。</p>
6	仕様書 (1) 台帳データ作成	2	<p>位置の特定は、建物を特定、土地の特定のどちらでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>基本は、建築場所として記されている土地の特定となります。ただし、広大な敷地にいくつもの建物がある場合は、ある程度建物の位置を反映させた特定をお願いします。</p>
7	仕様書 イ 各種未電子化資料の スキャニング及びリネーム処理	3	<p>「処分の概要書等についてスキャニングを行い、PDF データを作成する」と記載がありますが、PDF 化した処分の概要書は、システムでの利用を想定していますか？想定している場合、どのような利用でしょうか？</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>処分の概要書は台帳入力に必要な情報として、ICBA の入力支援システムや共用 DB に取込むことを目的としているため、窓口システムでの利用は想定していません。</p>

8	仕様書 別表1並びに2	4	<p>建築計画概要書の入力項目数ですが、何項目の入力をお考えでしょうか。現在想定されている項目数量をご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>現在使用されている概要書の様式の第一面と第二面に記載されている項目全ての入力を想定しています（第三面の付近見取図と配置図は除く）。</p> <p>なお、現在の様式にない項目「建築主の電話番号」は除外予定です。</p>
9	仕様書 (2)窓口システム構築 イ データ作成	5	<p>「電話番号と押印部分はマスキングを実施」との事ですが、マスキング対象のPDF化された概要書は、約51,000件と伺っておりますが、認識は合っていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者印と電話番号の両方の墨消しが必要 →昭和54～平成4年度 約33,000件</li> <li>・電話番号のみ墨消しが必要 →平成5～平成14年度 約18,000件</li> </ul> <p><b>【回答】</b></p> <p>御質問のとおり、概要書の建築主（申請者）の押印と電話番号の件数は、約51,000件の見込です。</p> <p>ただし、本市で保管している概要書のPDFには、建築主等変更届や記載事項訂正届等、確認申請後の修正に係る諸届も添付されています。</p> <p>諸届を添付して閲覧を行う場合には、これらの届に対するマスキングも必要となります。また、諸届を添付しない場合は、概要書と諸届を切離す作業が必要です。</p> <p>諸届の件数は把握ができていないため、おおよその件数となりますが、全体の20%前後 約15,000件の見込です。</p>
10	仕様書 (2)窓口システム構築	5	<p>「台帳データ作成及び共用DBから抽出した情報のほか、窓口システムに必要なデータを作成する。また、必要なデータについて</p>

	イ データ作成		<p>は、発注者と協議するものとする。」とありますが、必要なデータとは具体的に何を想定されているのでしょうか？見積作成にあたり、ご教示ください。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>窓口閲覧用の概要書（マスキング済の概要書、あるいは建築主等変更届や記載事項訂正届等の確認申請後の修正に係る諸届を除いた概要書）、記載事項証明書、閲覧申請書等を想定しています。</p> <p>また、窓口で分かりやすい表示を行う、昇降機や工作物のデータ作成を行う等の自由提案があれば、その情報作成等が対象になります。</p> <p>（例）計画変更物件は変更前物件とポイントを1つにして、色分け作業を行う。</p>
11	仕様書 ク システムの情報基盤 (ア) サーバ要件	6	<p>サーバは市が用意する仮想基盤上に用意いただけるという認識ですが、サーバに必要なソフトウェア（SQLServer など）は見積に含めなくて問題ないでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>仮想基盤上に容量を確保するのみとなります。必要なソフトウェア等は見積に含めて下さい。</p>
12	仕様書 ケ システムの利用台数及び導入端末	7	<p>最大 10 人が同時に利用との事ですが、窓口用 2 台、職員用 8 台との認識で宜しいでしょうか？</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>御質問のと通りの認識で構いません。</p>
13	仕様書 6 成果品 (2) 窓口システム構築 イ住宅地図データ	7	<p>買取（更新できないが永年使える）と 5 年利用（更新できるが 5 年しか使えない）のどちらの費用を計上するのがよいでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>可能な限り最新の地図情報で確認や提供を行いたいため、更新</p>

			が行われる5年利用の住宅地図データで計上をお願いします。
14	別紙1：要件一覧 No10 地番検索	2	<p>「※台帳に登録されている建築場所等」と記載がありますが、台帳に登録されている建築場所等の検索は、キーワード検索で実現するとの理解で宜しいでしょうか？</p> <p>なお、地番検索は、貴市提供の地番図データを元に作成します。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>窓口閲覧用は、利用者が建築場所を地番で検索した時に、①地図上で検索した場所が特定できること、②検索した物件の概要書等の情報を表示させること、この2点の結果が得られる内容であれば方法は問いません。</p> <p>また、地番図は、本市から提供されることを前提に考えていただいて構いません。</p> <p>(例1) 地図上で場所を検索した後、ポイントされた場所から台帳データを展開させる。</p> <p>(例2) 台帳の文字データを検索した後、該当場所を地図上に表示させる。</p>
15	別紙1：要件一覧 No35 申請内容の取消・修正等	2	<p>申請された台帳証明書をシステムからExcel形式で生成し、必要に応じて台帳証明書をExcelで修正できる仕様との認識で宜しいでしょうか？</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>記載証明書に記載されている情報の修正ではなく、印刷を取消することができるかどうかです。</p> <p>(例) 利用者が概要書と記載証明書を取得しようとして、申請をして職員を呼んだが、記載証明書は不要だったので概要書のみに変更したい場合等、利用者側からは操作ができない状況を想定しています。</p> <p>1. 対応可能</p> <p>・職員の操作で、申請された概要書と記載証明書の印刷を取消す</p>

		<p>ことができる（この場合、利用者には再度概要書のみの申請をしてもらう。）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員の操作で、申請された内容を概要書のみの印刷に変更する。</li></ul> <p>2. 対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が申請した段階で、自動で印刷まで行われるので、印刷を止めることはできない。</li></ul>
--	--	---